

鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、資材等の価格高騰や海水温の上昇など海洋環境の変化に対応する新たな漁法導入や漁法転換、養殖手法の改良により本県漁業者の所得向上を図るモデルとなる取組を促進するため、予算の定めるところにより漁業者等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、鹿児島県内に住所又は事業所を有し、漁業又は養殖業を営む個人又は法人（以下「法人等」という。）であって、以下の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 取組の内容及び要する金額等がわかる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 4 補助事業者は第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除される部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金に係る事業の実施については、当該事業に係る実施要領に定めるところによらなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、財産管理台帳及びその他関係書類を整備しなければならない。
- (3) 知事は、補助金の交付決定をする場合において、補助事業の目的及び内容に応じて必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。
 - ア 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法に関する事項
 - イ 前号に掲げる事項のほか、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 施工箇所又は設置場所の変更（受益範囲に変更のないものを除く）
 - (2) 事業費の30%を超える増減
 - (3) 施設の規模又は能力の20%を超える増減
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式の2）
 - (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
 - (3) 取組の内容及び要する金額等がわかる書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 事業に着手したときは事業着手報告書、事業が完成したときは事業完成報告書を別記第8号様式により作成し、速やかに知事に報告するものとする。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、知事は必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について、報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 (別記第2号様式)
- (2) 収支精算書 (別記第3号様式)
- (3) 補助対象となる現物の写真
- (4) 支払を証明する書類の写し
- (5) 検査調書
- (6) 財産管理台帳の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の2月15日までのいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

4 第4条第4項ただし書の適用を受けた補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助対象経費から減額しなければならない。

5 第4条第4項ただし書の適用を受けた補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額して実績報告書を提出した場合には、当該減額した金額を控除した金額)を別記第10号様式の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第12号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第13号様式のとおりとし、同項の関係書類は、次に定めるとおりとする。

- (1) 契約書の写し
- (2) 算出根拠書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産の管理及び処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 3 補助事業者が規則第21条の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- 4 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）の別表に掲げる減価償却資産で規則第21条第1号に掲げる財産以外のものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月27日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象経費	補助率
漁業における新たな漁法導入や漁法転換及び養殖手法の改良等に要する経費のうち、以下に掲げる経費 機械等購入費、設置費、漁船等改造費、資材費、その他特に必要と認める経費	補助対象経費の 3 分の 2 以内 (千円未満の端数は切り捨て)

別記

第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業
補助金交付申請書

年度において鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 取組の内容及び要する金額等がわかる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第4条、第10条関係）

年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業
計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

補助 区分	事業 実施 場所	事業 主体	事業 量	規 格	単 価	事業 費	事業完了 (予定) 年月日	補助金交付 (内示・決定) 年月日	備 考
					円	円 ()			

※ () 内は補助対象外経費を含む事業費

(2) 経費の配分

総事業費			補助事業 に要する (要した) 経費	負担区分				備考
補助 対象 事業費	補助 対象外 事業費	計		県費補助金等		自己負担金		
			金額	割合	金額	割合		
円	円	円	円			円		

※ () 内は補助対象外経費を含む事業費

第2号様式の2（第7条関係）

年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業
変更計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

	補助 区分	事業 実施 場所	事業 主体	事業 量	規 格	単 価	事業 費	事業完了 予 定 年 月 日	補助金等交付 決 定 年 月 日	備 考
変 更 前						円	円 ()			
変 更 後							()			

※ () 内は補助対象外経費を含む事業費

(2) 経費の配分

	総 事 業 費			負 担 区 分				備 考
	補 助 対 象 事業費	補 助 対 象 外 事業費	計	補 助 金		漁 協 等		
				金額	割合	金額	割合	
変 更 前	円 ()	円	円 ()	円		円 ()		
変 更 後	()		()			()		

※ () 内は補助対象外経費を含む事業費

第3号様式（第4条、第7条、第10条関係）

（ 変 更 ） 収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (精 算 額)	前年度予算額 (当初予算額) (最終予算額)	比 較		備 考
			増	減	
計					

支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (精 算 額)	前年度予算額 (当初予算額) (最終予算額)	比 較		備 考
			増	減	
計					

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県気候変動・物価高騰
に対応した水産業定着緊急支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定に
より、下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金額等

事業主体	補助区分	事業費	補助金額	備考
		()		

※ () 内は補助対象外経費を含む事業費

2 交付の条件

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業
補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式の2）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 取組の内容及び要する金額等がわかる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

第6号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業
補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県気候変動・物価高騰
に対応した水産業定着緊急支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定に
より承認します。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業
補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県気候変動・物価高騰
に対応した水産業定着緊急支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定に
より承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金額等

事業主体	補助区分	事業費		補助金額		備考
		変更前	()	変更前		
		変更後	()	変更後		

※ () 内は補助対象外経費を含む事業費

2 交付の条件

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

事 業 着 手 （ 完 成 ） 報 告 書

年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業を下記のとおり着手（完成）したので報告します。

記

- 1 交付決定番号 年 月 日付け 第 号
- 2 補助区分
- 3 事業主体
- 4 事業実施箇所
- 5 事業内容
- 6 事業費
- 7 着手年月日
完成（予定）年月日
- 8 契約者の住所、氏名
- 9 添付書類

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
氏 名

年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業
補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書（別記第2号様式）
- 2 収支精算書（別記第3号様式）
- 3 補助対象となる現物の写真
- 4 支払を証明する書類の写し
- 5 検査調書
- 6 財産管理台帳の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
氏 名

年度消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知のあった 年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業補助金について、鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定に基づく確定額	金	円
2	補助金等の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金等返還相当額（3 の金額から 2 の金額を減じて得た額）	金	円

注：別添 その他参考となる資料

- ・消費税確定申告書の写し
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
- ・3 の金額の積算内訳 等

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業
補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

交付確定額等

事業主体	補助区分	事業費	交付確定額	備考
		()		

※ () 内は補助対象外経費を含む事業費

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
氏 名

年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業
補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知に基づく 年度鹿児島県気
候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等
交付規則第 16 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今 回 請 求 額	
未 請 求 額	

口座番号
(金融機関名)

当座・普通

本・支店
号

フリガナ
口座名義人

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

年度鹿児島県気候変動・物価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業
補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった鹿児島県気候変動・物価高騰
に対応した水産業定着緊急支援事業を鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及び鹿児島県気候変動・物
価高騰に対応した水産業定着緊急支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり概算
払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助区分
- 2 事業主体
- 3 事業内容
- 4 申請額 金 円

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残 額
()				

※ () 内は補助対象外経費を含む事業費

- 5 概算払を必要とする理由

6 関係書類

- (1) 契約書の写し
- (2) 算出根拠書類
- (3) その他知事が必要と認める書類